

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和4年(2022年)11月29日

- 1 計画等の案の名称
北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案
- 2 参考資料の名称
資料1 道立公園の配置状況及び建蔽率
資料2 公募設置管理制度(Park-PFI)について
資料3 北海道立都市公園条例(現行条例)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
(1) 北海道のホームページ(建設部まちづくり局都市環境課ホームページ)への掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/kgs/homepage/kouenhyousi.html>)
(2) 次の場所での閲覧及び配付
ア 北海道建設部まちづくり局都市環境課(道庁10階)
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階)
ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)行政情報コーナー
エ 空知総合振興局、渡島総合振興局、上川総合振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局及び釧路総合振興局の各建設管理部用地管理室維持管理課
- 4 意見等の募集期間
令和4年(2022年)11月29日(火)～令和4年(2022年)12月28日(水)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁10階
北海道建設部まちづくり局都市環境課(公園計画係)
(2) ファクシミリ 011-232-0612
(3) 電子メール kensetsu.koka2@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和5年(2023年)年1月上旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)及び連絡先を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村のみ)を公表することがあります。
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
(5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますが、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
(6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

建設部まちづくり局都市環境課(公園計画係)

電話 011-231-4111(内線29-614)